

受 理 番 号	陳情第54号
件 名	公立学校の教員のハラスメント自死や過労自死を0件にすることについて
要 旨	学校の教員の自死が無くならない。 そこには大変多くの背景が絡み合っていることを想像することは難しくない。 しかし、（広島市に限った話ではないが）構造的に非常に大きな問題が明らかになっているので、焦点化してみたい。それは、「公務災害の認定に関するシステム」である。 一般企業であれば、勤務中に何らかの災害に巻き込まれた場合、災害を受けた者又は遺族は、労働基準監督署に労務災害の申請を行う。そして、それを認定するかしないかの判断も、労働基準監督署が行う。災害を受けた者と企業から独立した組織が認定を行うため、常識的な公平性が保証されている。 しかし公立学校には、異常とも言える災害認定の構造が存在する。例えば、教員が災害に巻き込まれた場合、申請を行うのは校長である。そして、それを元にして校長が教育委員会に申請を行い、さらにそれを元にして教育委員会が地方公務員災害補償基金というところに申請を行う。そして、それを認定するかの決定を地方公務員災害補償基金が行い、その通知を受けて、教育委員会から校長に、校長から教員に通知が下りていく構造となっている。 非常に大きな災害ではない場合、一般企業と公立学校の災害認定システムについてはどちらがいいとは判断しかねる。正直なところ、どちらにも監督責任として、善し悪しがあるように感じる。しかし、ここにハラスメントや過重労働といったものが絡んでくると、この構造がいかに問題を含んでいるか、考えてみれば分かるはずである。 もし校長がパワハラをしておりそのパワハラ被害者の教員が亡くなった場合、校長は公務災害の申請に同意するだろうか。教育委員会が校長にパワハラをしている場合も同様、教育委員会は公務災害の申請に同意するだろうか。更に言うなら、働き方改革で成果を出すことが求められている教育委員会が、過重労働で自死を選んだ教員や校長の公務災害の申請を認めるだろうか。むしろ、自らのハラスメント認定を自ら行えるのであれば、公務災害の申請を改ざんしたりもみ消したりする方が自然であるように感じる。 これは、学校における非常に暴力的な構造であり、この構造を作

要 旨	り変えない限り、ハラスメント自死や過重労働による自死が無くなることはない。公立学校の教員が生命や健康に関する事柄に関して、安心して職務に励むことができる環境を構築していただくよう、下記の事項を陳情する。 記 公務災害認定に関する構造を再構築すること。少なくとも、公立学校においては校長や教育委員会が関与しない、独立した組織が公務災害の認定を行うようにすること。
------------	---